

財務 VOL.32

病医院の税制優遇措置に改変迫る？

先日複数の新聞紙上で、政府税制調査会が小規模な病医院などの税制優遇措置を縮小・廃止する検討に入ったと報じられました。これは**会計検査院が検討を求める「意見表示」を財務大臣に提出**したことがきっかけになっておりますが、これまで長年お客様の申告を通じて実務に携わってきた弊社としては「ついに来てしまったか」という思いを抱くと同時に、そのことがもたらす影響の大きさを危惧せざるを得ません。

以下、今号においてはその「意見表示」の要点についてご説明させていただきます。

【制度の概要】

この優遇措置は「**小規模医療機関の事務処理の負担を軽減する**」ことにより、「**その経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保**」を目的に定められた租税特別措置法(以下、「措置法」とします)に基づきます。

各年において社会保険診療報酬収入(以下、「保険収入」とします)が5千万円以下である場合、実際の経費に代えて、**保険収入に応じた概算経費を用いて所得を計算**することを認めるのが、その内容です。つまり、極端に言えば、年間の保険の点数表だけでも税務申告が可能ということです。

保険収入	概算経費
2,500万円以下	保険収入×72%
2,500万円超 3,000万円以下	保険収入×70%+50万円
3,000万円超 4,000万円以下	保険収入×62%+290万円
4,000万円超 5,000万円以下	保険収入×57%+490万円

【制度の変遷】

この制度は、**昭和29年に暫定措置として創設**されました。当初は保険収入の多寡に関わらず、一律72%を必要経費として認めるものでした。72%というのは、**措置法適用者の実際経費率の平均が51.5%(後述の会計検査院の調査)**であることを考えると、その有利さがわかり頂けるかと存じます。

その後、昭和54年に保険収入に応じた5段階の区分ごとに所定の経費率を用いて計算した金額を必要経費とする改正が行われ、さらに、昭和63年に保険収入が年間5千万円を超えると適用されない現行の制度に改正されました(上記の表参照)。

【会計検査院の指摘】

会計検査院は、全国の措置法適用者の中から54税務署の1,929人をサンプル対象とした調査を行い、「**小規模医療機関の事務処理の負担を軽減する**」という上記の目的に照らして、以下の3点を問題とする結論をまとめております。

■ 措置法が改廃したら？

弊社では、改廃を見越して、その影響額を精査(本来あるべき実際経費を試算)した上で、**減税額の縮小・消失を軽減する対応策(いわば代替案)の検討**につき、ご相談・ご提案を承っております。

ぜひ、『セカンド・オピニオン』として、お気軽にご相談いただき、またご活用いただきますようご案内申し上げます。

(※)お問い合わせは、AMCパートナーズ株式会社 クライアントサポート事務局まで (お電話・メールいずれでも可)

- ① サンプル対象の適用者のうち、85.7%が実際経費を計算した上で、概算経費と比較している。
- ② 概算経費率と実際経費率との差が18.8%と大きい。
- ③ 自由診療で多額の収入を得ているながら、措置法の適用を受けている事例がある。

確かに、適用者のほとんどが実際計算をしているというのは、事務処理の負担を軽減するという目的からは外れています。

また、概算経費と実際経費の差が18.8%あるということは、例えば保険収入が4千万円であれば、約750万円の経費差額が発生するということです。

このことから、措置法が本来の目的ではなく**節税の手段となっている実態**が指摘されています(平成20、21、22各年度における措置法による減税額は各々230、250、256億円です)。

さらに、措置法適用の条件は、保険収入が5千万円以下であることであり、自由診療収入等の多寡は問題となりません。しかし、適用者のうち14.9%が保険と自費を合わせた収入が5千万円を超えており、合計収入が1億円を超えながら適用を受けている事例もあります。制度の対象は小規模医療機関であるのに、**実際には多額の収入がある医療機関も措置法の適用を受けている状況**を、会計検査院は問題にしております。

【まとめ】

医療機関をとりまく環境は一昔前とは一変し、2割の「勝ち組」と「その他大勢」という構図が見て取れる昨今においては、開業して3~4年目で売上が5千万円を超えるという従来の「勝ちパターン」が難しくなっております。このため、売上が伸び悩むなか、開業当初の設備投資による減価償却費やリース料等、経費に占める大きな要素が消失するタイミング(概ね開業5年目以降)でも、措置法適用を受けるケースが弊社におきましても年々増加傾向にあります。

弊社のお客様におかれましても、概算経費と実際経費の差、いわゆる「経費差額」は約800万円前後の水準が多く(最高1,300万円超)、税金に換算した影響額は税率を考慮するとその約半分ですから、**優遇措置が廃止となるとこれは大変なマイナスの外的要因**と言わざるを得ません。

法改正のスケジュールを考えると、早くも2013年度からの改正が予想されますので、**2012年度より何らかの対策を検討する必要がある**ということになります。現状において措置法を適用されている先生方におかれましては、まずは自院の状況を精査してその影響と採り得る対応策の検討を顧問税理士等にお尋ねください。